2023年9月発行　通巻593号

2023
9月
No.593

KA·RI·YA

かりや

写真提供：渡部　修 氏

もくじ

愛知労働局長　着任のご挨拶……1
第74回　全国労働衛生週間を迎えるにあたって……2
令和5年度全国労働衛生週間実施要綱……3
愛知県最低賃金が10月から1,027円に改正予定……4
労務管理講習会が開催される……4
愛知労働局管内死亡災害発生状況……5
愛知県の全産業死亡災害……5
労働者死傷病報告書受付状況……6
監督署だより……6
衣浦東部保健所コーナー……8
エッセイ労務屋の昨今……9
社会保険労務士が答える企業の労務管理……11
会員だより……12
お知らせ……13

一般社団法人 刈谷労働基準協会
https://www.kariya-rouki.or.jp

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

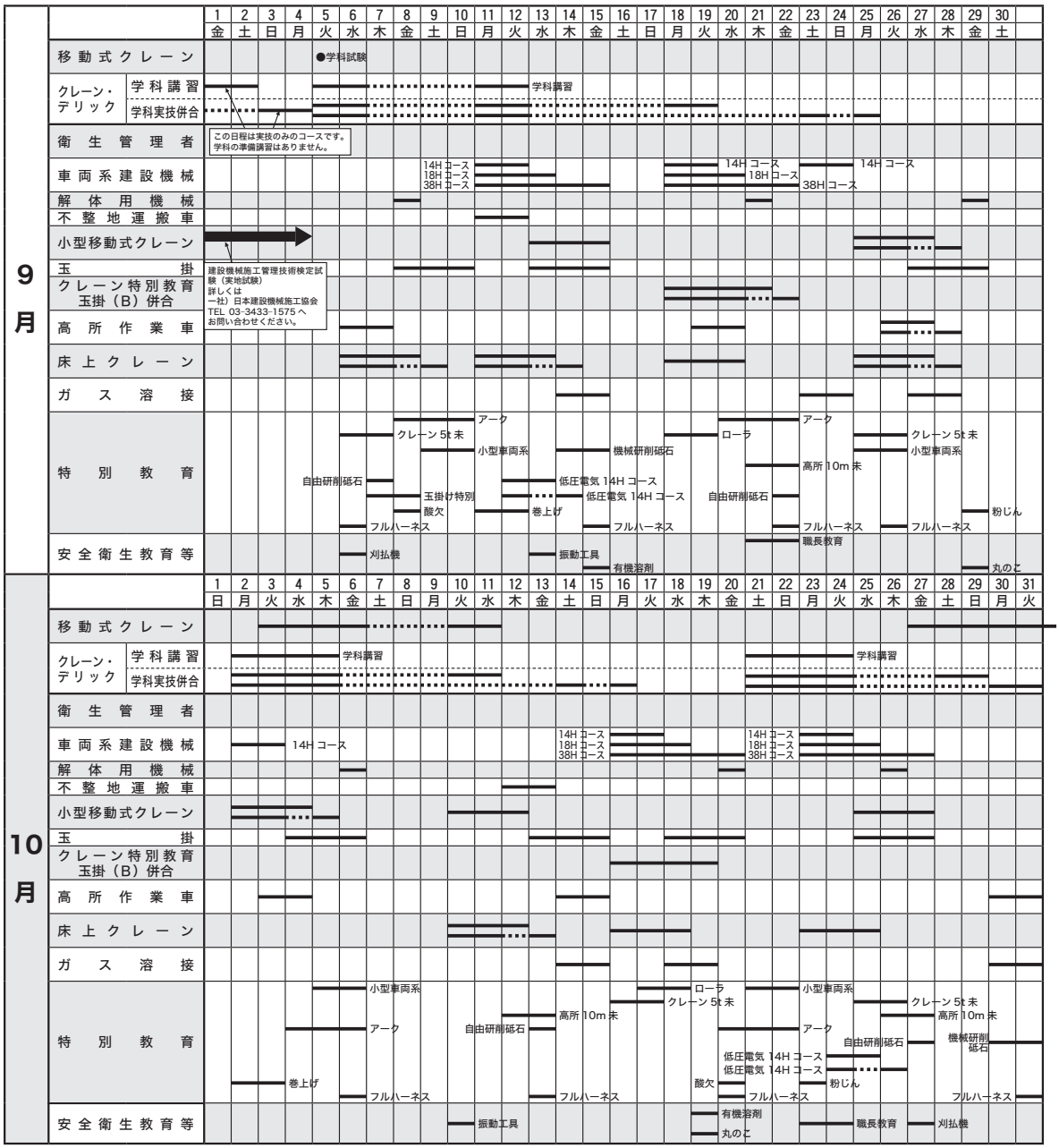

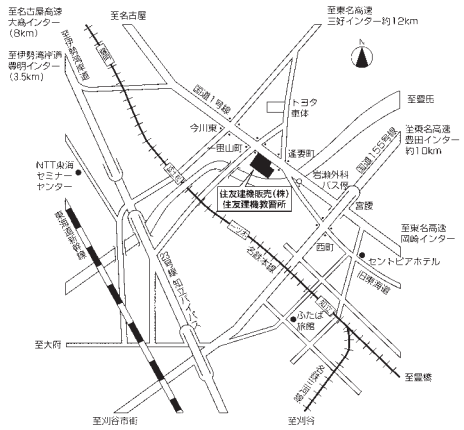

インターネット予約を始めました

- ■下記のホームページから受講予約を入れることができます。
  24Hいつでも OKです。
- ■3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- ■予約状況も画面で確認ができます。
- ■住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ホームページアドレス

https://www.sumitomokenki.co.jp

交通機関

- 名鉄本線知立駅下車（徒歩20分）
  JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- 知立駅よりバス（日進、三好、愛知教育大学前行き）で一つめ岩瀬外科バス停下車（徒歩5分）
- 国道23号線（名四国道）豊明インターより国道1号線を東上、3.5km右側です。

愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売（株）住友建機教習所　愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1　TEL.0566-35-1311　FAX.0566-35-1300

着　任　の　ご　挨　拶

愛知労働局長　阿部　充

この度、7月4日付けで愛知労働局長に着任しました阿部と申します。

刈谷労働基準協会並びに会員企業の皆様におかれましては、日頃より労働行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

愛知県は、製造品出荷額が44年連続で全国第1位と、製造業がとても強く、日本のモノづくりの中心となっていると実感しております。

県内の令和5年6月の有効求人倍率は、1.35倍と6か月ぶりに上昇し、全国を0.05ポイント上回っており、業種による差異はあるものの、基調として幅広い産業で雇用の回復傾向は維持されており、主要産業である自動車関連産業においても、令和5年3月以降高い水準の生産を維持しております。

一方で、半導体を始めとする部品の供給制約、エネルギー価格や原材料価格の高騰等が雇用に与える影響について懸念されるところであり、引き続きその動向把握等に努めてまいります。

このような情勢の中、本年度、愛知労働局では重点課題として、「賃上げ･人材活性化･労働市場強化」、「多様な人材の活躍促進」、「安全で健康に働くことができる環境づくり」に取り組んでおります。

政府の最重要課題である構造的な賃上げの実現に向けた、「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」につきましては、最低賃金・賃金引き上げに向けた生産性向上等に取り組む企業、特に中小企業・小規模事業者に対し、業務改善助成金などの各種支援策の積極的な周知及び利用勧奨等の支援を行うとともに、同一労働同一賃金遵守の徹底を図ってまいります。

併せて、産業構造の変化等に伴う企業ニーズを的確に把握した上で、人材確保、賃金上昇を伴う円滑な労働移動支援、職業訓練を通じたデジタル人材育成を行ってまいります。また、これに加えて「人への投資」として、人材育成に取り組む事業主のみなさまを人材開発支援助成金の活用により支援してまいります。

「多様な人材の活躍促進」につきましては、男女の賃金差異に係る情報公表を契機とした女性の活躍促進、「産後パパ育休」などの周知による男性の育児休業取得促進などにより、誰もが活躍できる社会の実現に取り組んでおります。

「安全で健康に働くことができる環境づくり」につきましては、長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底と、来年4月には、これまで適用が猶予されていた建設業、自動車運転者、医師に対する時間外労働の上限規制が適用されることから、円滑な施行に向けて、労働基準監督署とともにこれらの業種に対する周知・支援を図ってまいります。

加えて、労働災害防止につきましては、安全衛生管理を事業運営と一体に管理する「安全経営あいち®」の理念の普及を図るため、「安全経営あいち賛同事業場制度」を運用し、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く方々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-Being）を実現することとしています。

また、本年9月27日から29日までの3日間、ポートメッセ名古屋にて全国産業安全衛生大会が開催されます。全国から1万人が参集する大規模な大会ですので、愛知労働局でもシンポジウムの開催、同時開催される緑十字展におけるパネル展示などを通じ、愛知の先進的な取り組みを全国へ発信してまいります。

愛知労働局としましては、愛知県内における労働行政の推進に当たり、引き続き貴協会と連携を密にし、取組を進めて参りたいと考えておりますので、皆さまの一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第 74 回　全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長　阿部　充

全国労働衛生週間は、昭和 25 年から毎年実施され今年で 74 回を迎えます。本年度は、

「目指そうよ二刀流　こころとからだの健康職場」

をスローガンに掲げ、9 月 1 日から 30 日までを準備期間として、10 月 1 日から 7 日まで、全国一斉に実施されます。

労働衛生に関わる皆様方のご努力により、職場の衛生管理水準は着実に向上していますが、今なお多くの業務上疾病が発生しています。新型コロナウイルス感染症を除いた令和 4 年の愛知県内における休業 4 日以上の業務上疾病の件数は、前年の 409 件から 13.3％増加し 472 件となり、令和 4 年度の長時間労働等を原因とする脳・心臓疾患や精神障害では労災認定件数は、46 件となったところです。

また、定期健康診断有所見率は、上昇傾向にあり、令和 4 年の有所見率は 55.0％となり、労働者の約半数は何らかの所見を抱えながら働かれている状況にあります。

一方、令和 5 年 10 月から石綿解体・改修工事の事前調査・分析調査を行う者には資格等が必要となるほか、新たな化学物質規制の仕組みへ転換が図られるなど、労働安全衛生法令の改正によりさまざまな取り組みを行っていく必要があります。

こうした状況の中、愛知労働局では、今年度より令和 9 年度までの 5 か年を計画期間とする第 14 次労働災害防止推進計画を策定し、「総合的な健康対策」を重点事項の一つとしたところです。

労働安全衛生法令に基づく健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等の健康確保措置や THP 指針、メンタルヘルス指針等の健康保持増進措置を相互連携して取り組むとともに、危険性・有害性が認められた化学物質、粉じん等について、リスクアセスメントを中核とした、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く方々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-Being）を実現することとしています。

事業場の皆様におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、現在行われている労働衛生管理、取組などを再確認していただき、多様化する労働衛生上の課題に取組むための機会とされますようお願いします。

令和５年度全国労働衛生週間実施要綱

１　趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第１回実施以来、今年で第74回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。また、中高年齢の女性を中心に、転倒などの労働者の作業行動に起因する労働災害が高い発生率となっている。人生100年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくためにも、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進とともに、労働者の健康管理や治療と仕事の両立への支援をさらに推進していく必要がある。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和４年度には904件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和４年度には710件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっている。これらの事業場は全体の96％を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である。

化学物質による休業４日以上の労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の８割を占めている。また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない。このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない全ての危険・有害な物質への対策を強化するため、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うため、所要の法令改正を順次、行っているところである。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和５年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計８つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

さらに、建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和３年５月17日）を踏まえ、有害物質による健康障害の防止措置を義務づける労働安全衛生法第22条の規定に関連する労働安全衛生規則等11の省令の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務づける改正が実施され、令和５年４月に施行されており、事業者に求められる労働衛生対策の実施対象の幅は広がっている。

このような背景を踏まえ、今年度は、**「目指そうよ二刀流　こころとからだの健康職場」**をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

２　スローガン

目指そうよ二刀流　こころとからだの健康職場

３　期間

10月１日から10月７日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、９月１日から９月30日までを準備期間とする。

４　主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

５　協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

６　協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

７　実施者

各事業場

８　主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

⑴労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
⑵雑誌等を通じて広報を行う。
⑶労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
⑷事業場の実施事項について指導援助する。
⑸その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

９　協力者への依頼

主唱者は、上記８の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

※実施事項の詳細は愛知労働局のホームページを参照して下さい。

愛知県最低賃金が10月から1,027円に改正予定

労働基準部　賃金課

令和５年８月４日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県最低賃金時間額 986 円を 41 円引上げ、時間額 1,027 円（令和５年10 月１日効力発生予定）へと改正決定する旨の答申を受けました。

［写真］（写真左側　中山会長、写真右側　阿部局長）

労務管理講習会が開催される

去る８月３日㈬にあいち産業科学技術総合センター　交流ホールにおいて「労務管理講習会」を当協会主催、刈谷労働基準監督署後援のもとで開催しました。

最初に、刈谷労働基準監督署の橋本署長より、適正な労働条件定着のために、令和４年の監督指導の内容を参考に役立てて欲しいと挨拶がありました。

橋本署長

加藤第一方面主任監督官

講習会では刈谷労働基準監督署の加藤第一方面主任監督官より「令和４年監督指導内容と注意すべきポイント等について」と題し、労務関係と安全衛生関係の違反事例について解説があり、特に労務関係では、労働時間や年次有給休暇に関するもの等について、安全衛生関係では、機械の運転停止や手袋の使用に関するもの等をポイントとして挙げられました。

山本祐子社会保険労務士

また、働き方改革関連法、適用猶予事業・業務に対する時間外労働の上限規制、制度の改正等についても併せて解説がありました。

続いて、愛知産業保健総合支援センターメンタルヘルス対策促進員の山本祐子社会保険労務士より「職場のメンタルヘルス対策～職場復帰支援について～」と題し、「復職支援」プログラムの策定では、5つのステップに分けてプログラム策定していくことや、規定（マニュアル）の整備では、未整備の場合の問題点と規定例を示しながら説明されました。

会場風景

当日、会場には 126 名の方に聴講していただきました。

尚、当日説明した資料が必要な場合は、刈谷労働基準協会までお問い合わせ下さい。

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和５年８月２日現在の速報値）

愛 知 労 働 局

業種 ＼ 年別		令和５年（速報値）	令和４年同時期（速報値）	令和４年確定値
製造業		5	4	8（2）
	食料品製造業		1	1
	化学工業			
	鉄鋼・非鉄金属	2		1（1）
	金属製品	1	2	2
	一般・電気・輸送用		1	3
	その他	2		1（1）
建設業		2（1）	7	12
	土木工事業		2	4
	建築工事業	2（1）	4	6
	その他		1	2
陸上貨物運送事業		3	2	4
商業		2（1）		2（1）
	卸売業	1		2（1）
	小売業	1（1）		
	その他			
清掃・と畜業		3		
上記以外の事業		1（1）	5（2）	11（4）
合計		16（3）	18（2）	37（7）

※（　）内は交通事故による死亡者数で内数である。

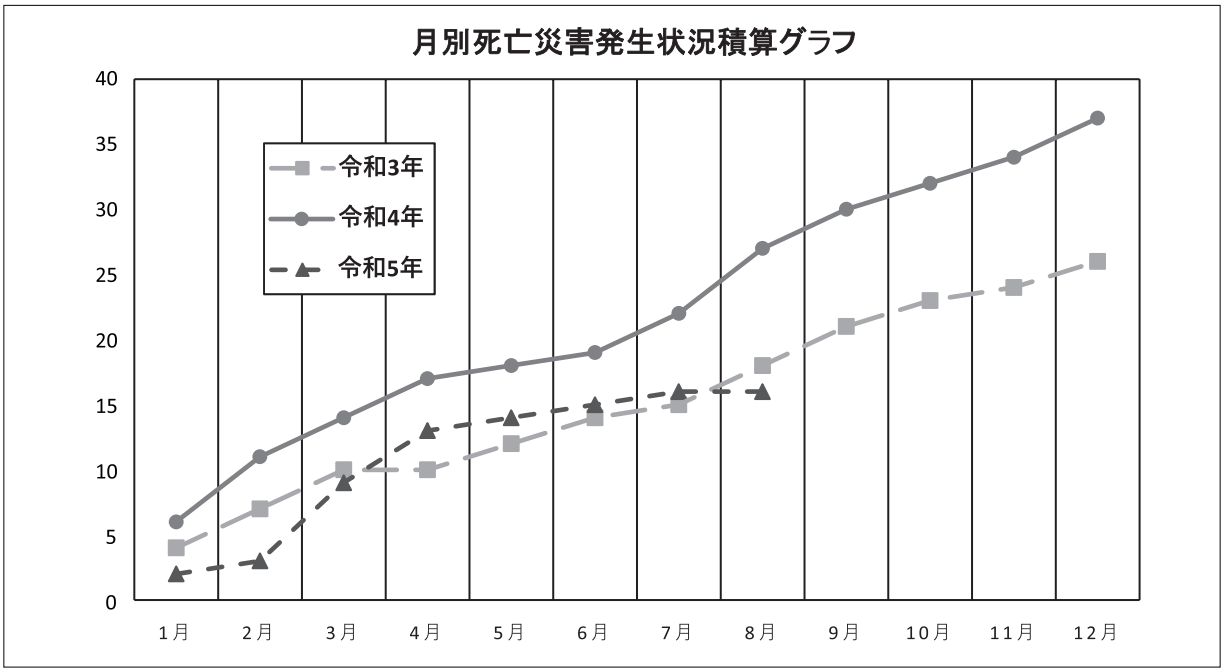

愛知県の全産業死亡災害

（令和５年７月31日現在）

愛 知 労 働 局

発生月 発生時間	業種	労働者数	被災者 職名	年令	経験	事故の型	起因物	災害状況
R5.6.29. 15：50	陸上貨物 取扱業	9名以下	玉掛 作業者	70 代	53 年	墜落・転落	トラック	被災者は他の労働者が運転するトレーラーの荷受作業していた際に高さ1.5メートル程の荷台から墜落し被災したもの。
R5.7.26. 9：13	パルプ･紙･ 紙加工品 製造業	50～99名	管理者	40 代	26 年	墜落・転落	その他の 動力運搬機	コンテナを運搬するための車両のアーム部分に乗り、高さ２メートルのコンテナの上部にシートをかけていたところ、転落した。

令和５年発生　労働者死傷病報告書受付状況（令和５年７月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累　計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製造業計	21		100		96		+4	
食料品	7		28		14		+14	
繊維			4				+4	
木材・木製品	1		1		2		−1	
製紙・印刷			2		2			
化学			3		10		−7	
窯業・土石	1		4		2		+2	
鉄鋼・非鉄	2		2		7		−5	
金属製品	8		28		17		+11	
一般機械			4		11		−7	
電気機械			2				+2	
輸送用機械			17		24		−7	
その他製造	2		5		7		−2	

	今月件数		累　計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
建設業計	5		18		20		−2	
土木	1		4		5		−1	
建築	3		7		11		−4	
その他	1		7		4		+3	
交通・運輸業	8		22		29		−7	
陸上貨物業			2				+2	
港湾荷役業								
商業	10		29		22		+7	
接客・娯楽業	1		11		14		−3	
清掃業	3		10		18		−8	
その他	9		85		167	(1)	−82	−1
合計	57		277		366	(1)	−89	−1

※本統計は令和５年７月末までの労働者死傷病報告（休業４日以上）の受付件数で集計しています。
※（　）内は死亡者数で内数で表しております。

監督署だより

裁量労働制に関する労使協定届及び決議届の届出について

刈谷労働基準監督署

裁量労働制については、「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」（令和５年厚生労働省令第39号）及び「労働基準法第38条の４第１項の規定により同項第１号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針及び労働基準法施行規則第24条の２の２第２項第６号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務の一部を改正する告示」（令和５年厚生労働省告示第115号）が令和６年４月１日から施行・適用されます。そのため、現在、専門業務型裁量労働制若しくは企画業務型裁量労働制を導入し、令和６年４月１日以降も継続して裁量労働制を導入することを予定している事業場については、改正省令・告示に適合するよう新たに労使協定（専門業務型裁量労働制）の締結及び決議（企画業務型裁量労働制）を行い、改正後の様式を用いて令和６年３月31日までに所轄労働基準監督署長に届出を行う必要があります。

各裁量労働制において、現行の協定届・決議届に新たに追加しなければならない事項は、次の（1）及び（2）のとおりです。

（1）専門業務型裁量労働制に関する協定届に追加する事項

①制度の適用に当たって労働者本人の同意を得なければならないこと

②制度の適用に同意をしなかった労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをしないこと

③制度の適用に関する同意の撤回に関する手続

④同意及びその撤回に関する労働者ごとの記録を協定の有効期間及びその期間満了後５年間（当面の間は３年間）保存すること

(2) 企画業務型裁量労働制に関する決議届に追加する事項

①制度の適用に関する同意の撤回に関する手続

②対象労働者に適用される評価制度及びこれに対応する賃金制度を変更する場合に、労使委員会に対し、その変更内容について説明を行うこと

③同意の撤回に関する労働者ごとの記録を決議の有効期間中及びその期間満了後５年間（当面の間は３年間）保存すること

なお、企画業務型裁量労働制に関する決議届の届出を行うにあたり、あらかじめ、労使委員会における運営規定に次の（3）を追加した上で、変更後の運営規定に基づき労使委員会を開催する必要があるので留意してください。

(3) 労使委員会における運営規定に追加する事項

①対象労働者に適用される評価制度及びこれに対応する賃金制度の内容の使用者からの説明に関する事項

②制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に関する事項（制度の実施状況の把握の頻度や方法など）

③労使委員会の開催頻度を６か月以内ごとに１回とすること

また、上記のほか、企画業務型裁量労働制に係る定期報告の頻度について、労使委員会の決議の有効期間の始期から起算して初回は６か月以内ごとに１回、その後１年以内ごとに１回に改正されたこと、「労働基準法第 38 条の４第１項の規定により同項第１号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」についても改正されたことから、当該改正内容についても留意し、必要な準備をお願いします。

事業主の皆さまへ　裁量労働制の省令・告示の改正・2024年４月１日施行

裁量労働制の導入・継続には新たな手続きが必要です

2024年４月１日以降、新たに、又は継続して裁量労働制を導入するためには、
裁量労働制を導入する**全ての事業場で、必ず、**

- **専門業務型裁量労働制の労使協定に下記①を追加**
- **企画業務型裁量労働制の労使委員会の運営規程に下記②③④を追加後、決議に下記①②を追加**し、

裁量労働制を導入・適用するまで（継続導入する事業場では2024年３月末まで）に
労働基準監督署に協定届・決議届の届出を行う必要があります。

対応が必要な事項

①本人同意を得る・同意の撤回の手続きを定める　専門型　企画型

【専門業務型裁量労働制】

・**本人同意を得る**ことや、同意をしなかった場合に**不利益取り扱いをしない**ことを**労使協定**に定める※1必要があります。

（※1 企画業務型裁量労働制では、これらを労使委員会の決議に定めることがすでに義務づけられています。）

【専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制】

・**同意の撤回の手続き**と、**同意とその撤回に関する記録を保存する**ことを**労使協定・労使委員会の決議**に定める※2必要があります。

（※2 企画業務型裁量労働制では、同意に関する記録を保存することを労使委員会の決議に定めることがすでに義務づけられています。）

②労使委員会に賃金・評価制度を説明する　企画型

【企画業務型裁量労働制】

・**対象労働者に適用される賃金・評価制度の内容**についての使用者から労使委員会に対する**説明に関する事項**（説明を事前に行うことや説明項目など）を**労使委員会の運営規程**に定める必要があります。

・対象労働者に適用される賃金・評価制度を変更する場合に、**労使委員会に変更内容の説明を行う**ことを**労使委員会の決議**に定める必要があります。

③労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行う　企画型

【企画業務型裁量労働制】

・**制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に関する事項**（制度の実施状況の把握の頻度や方法など）を**労使委員会の運営規程**に定める必要があります。

④労使委員会は６か月以内ごとに１回開催する　企画型

【企画業務型裁量労働制】

・労使委員会の開催頻度を**６か月以内ごとに１回とする**ことを**労使委員会の運営規程**に定める必要があります。

⑤定期報告の頻度が変わります　企画型

【企画業務型裁量労働制】

・定期報告の頻度について、労使委員会の決議の有効期間の始期から起算して**初回は６か月以内に１回、**その後**１年以内ごとに１回**になります。

厚生労働省

その他主な留意事項

表面に記載の事項のほか、今般の改正において様々な留意事項を追加しており、例えば以下の事項があります。詳細については、改正後の「労働基準法第38条の４第１項の規定により同項第１号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」等をご覧ください。

※下線が今回の制度改正による追加事項

・健康・福祉確保措置としては、以下の措置から実施してください。

事業場の対象労働者全員を対象とする措置

（イ）勤務間インターバルの確保
（ロ）深夜労働の回数制限
（ハ）労働時間の上限措置（一定の労働時間を超えた場合の制度の適用解除）
（ニ）年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めたその取得促進

個々の対象労働者の状況に応じて講ずる措置

（ホ）一定の労働時間を超える対象労働者への医師の面接指導
（ヘ）代償休日又は特別な休暇の付与
（ト）健康診断の実施
（チ）心とからだの健康問題についての相談窓口設置
（リ）適切な部署への配置転換
（ヌ）産業医等による助言・指導又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること

・（イ）から（ニ）までの措置、（ホ）から（ヌ）までの措置をそれぞれ１つずつ以上実施することが望ましいことに留意することが必要です。（このうち、特に把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態を踏まえ、（ハ）を実施することが望ましいとされています。）

2024年４月以降は、労使で協議のうえで、以下を協定・決議している必要があります

※下線が今回の制度改正による追加事項

専門業務型裁量労働制の労使協定

① 制度の対象とする業務
② 労働時間としてみなす時間（みなし労働時間）
③ 対象業務の遂行の手段や時間配分の決定等に関し、使用者が対象労働者に具体的な指示をしないこと
④ 対象労働者の労働時間の状況に応じて実施する健康・福祉を確保するための措置
⑤ 対象労働者からの苦情の処理のため実施する措置
⑥ **制度の適用に当たって労働者本人の同意を得ること**
⑦ **制度の適用に労働者が同意をしなかった場合に不利益な取扱いをしないこと**
⑧ **制度の適用に関する同意の撤回の手続**
⑨ 労使協定の有効期間
⑩ 労働時間の状況、健康・福祉確保措置の実施状況、苦情処理措置の実施状況、**同意及び同意の撤回**の労働者ごとの記録を協定の有効期間中及びその期間満了後５年間（当面の間は３年間）保存すること

企画業務型裁量労働制の労使委員会の決議

① 制度の対象とする業務
② 対象労働者の範囲
③ 労働時間としてみなす時間（みなし労働時間）
④ 対象労働者の労働時間の状況に応じて実施する健康・福祉を確保するための措置
⑤ 対象労働者からの苦情の処理のため実施する措置
⑥ 制度の適用に当たって労働者本人の同意を得ること
⑦ 制度の適用に労働者が同意をしなかった場合に不利益な取扱いをしないこと
⑧ **制度の適用に関する同意の撤回の手続**
⑨ **対象労働者に適用される賃金・評価制度を変更する場合に、労使委員会に変更内容の説明を行うこと**
⑩ 労使委員会の決議の有効期間
⑪ 労働時間の状況、健康・福祉確保措置の実施状況、苦情処理措置の実施状況、**同意及び同意の撤回**の労働者ごとの記録を決議の有効期間中及びその期間満了後５年間（当面の間は３年間）保存すること

相談窓口のご案内

労働基準監督署	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援しています。また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。 ▶検索ワード：労働基準監督署
働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター

（2023.３）

衣浦東部保健所コーナー

今月は安城市からのお知らせです

「喫煙者が多い」「肥満が多い」など、
職場の健康課題を抱えていませんか？
保健センターにご相談ください。

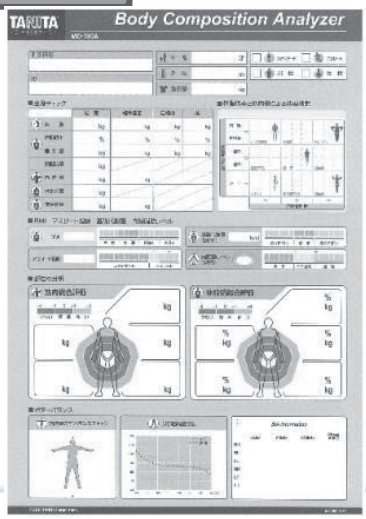

TANITAの業務用
体組成計を無料で
貸し出します

健康づくり取組例

「健康関連機材を用いた健康測定会」

部位別の体脂肪や筋肉量、血管年齢などを測定することで健康づくりに取り組むきっかけを作ります。

健康メニューをご活用ください

▶ 健康関連資材貸出　無料です!!

閉庁日含む７日間の貸出が可能です（応相談）

貸出品　体組成計・血管年齢計・脳年齢計・握力計・長座体前屈計 など

方　法　７日前までに借用申請書兼承諾書を提出してください。

▶ あんじょう健康マイレージ事業　オススメ!!

健康診断、体重測定など健康づくりを実践してポイントを貯める事業です。紙シートもしくはアプリでポイントを貯めると、協力店でサービスが受けられる「あいち健康づくり応援カードまいか」がもらえたり、豪華賞品があたる抽選に参加することができます。

対　象　安城市在住・在勤・在学の方

期　間　令和６年3月2日まで期間内いつでもスタートできます

事業の詳細
はこちらへ

iPhone版

android版

▶ まちかど講座

申請はこちら

保健師、管理栄養士、歯科衛生士が職場に出向いて健康に役立つお話をします。従業員向けの健康講話などにぜひご活用ください。

目 安　1テーマ45分（講話時間短縮可）
日時は応相談（土日の対応可）

安城市健康メニューのお申込・お問い合わせ先
〒446-0045　安城市横山町下毛賀知106番地1
安城市保健センター
TEL：0566-76-1133　　FAX：0566-77-1103

安城市に住所を置く
企業を対象として
います

エッセイ　労務屋の昨今⑱②

東海労働経済研究所
小栗　利治
（前愛知紛争調整委員会委員）

賃上げ 31 年ぶり高水準
（争いのない日、待ち遠しい危機）

日経は 5 月 13 日付で 3.89％のベア実施 9 割と報じた。

ロシアのウクライナ侵攻が 1 年を超えた今日、中国は台湾に侵攻するのではないかと戦争の拡大に不安を感じつつも、日本の経営者は賃上げに踏み切って、労働者に報いることを選択した。正しい選択であると思いたい。

戦前･戦中の日本は、国外で戦争に明け暮れしていたと思っても差し支えない状況だった。働く人は貧しかった。

昭和 6 年、私の生まれた年に満州事変が勃発した。奉天（今の瀋陽）郊外柳条湖で満鉄線を日本の関東軍が爆破、それを中国軍の行動として軍事行動を開始した。

小学校 1 年生の昭和 12 年には、盧溝橋事件で演習中の日本軍に銃撃があったことを発端に日中戦争が勃発。日本では支那事変と呼んでいた。

昭和 14 年小学 3 年生の時には、第二次世界大戦が始まり、翌年国家総動員法が制定。小学 4 年生の時である。

昭和16年の小学5年生の時には、太平洋戦争が始まったが、この戦争を日本では大東亜戦争と呼んでいて、12 月 8 日に日本の海軍がハワイ・真珠湾内の米軍に奇襲をかけ、同時にマレー半島にも陸軍が上陸する等戦争は拡大していった。

然しそれ以後昭和 17 年のミッドウエー海戦で、日本軍は米軍に敗れ、戦局は日本軍にとって敗戦の色が徐々に濃くなっていった。

賃上げ 31年ぶり高水準
3.89％、ベア実施9割
今年本社調査

日本経済新聞社がまとめた2023年の賃金動向調査で、定期昇給とベアスプラス（ベア）を合わせた平均賃上げ率は前年比1・54ポイント高い3・89％だった。31年ぶりの高水準で、ベア要求があった企業の実施率は9割に達した。人手不足や物価高に対応する形で賃上げが広がったが、欧米企業の水準にはなお追いつかない。（関連記事13面、詳細を16日付日経朝刊に）

欧米企業なお遠く

調査は3月31日～4月20日に実施し、前年と比較可能な2008社で集計した。前年度は2年連続で、賃上げ率は4・9％を記録していた。好景気だった31年前とは違い、企業は収益にかかわらず人材確保のため賃上げに動いている。

全24業種中で最も伸びたのが造船で、賃上げ率は6・07％で前年比3・78ポイントの上昇。IHIの賃上げ率は5・85％で、昨年実績の約9倍となる1万4009円のベア相当額だった。

同社は「物価や原材料高騰などの市況はよくないが人への投資が投資利益の源になる」と説明する。精密機械も5・27％と高く、前年比で3・05ポイント上がった。

個別で目立ったのはDMG森精機で、賃上げ率は23・03％。電気自動車（EV）や航空・宇宙関連が堅調で、23年12月期連結純利益（国際会計基準）は過去最高の320億円を見込む。

日本の給与がグローバルで低いことを課題とし、生産性で評価する給与体系に変えた。「生産性向上に見合う年収を維持して優秀な人材を獲得する」（同社）という。

実質賃金算出のベースとなる消費者物価指数（持ち家の家賃を除く総合）は22年度に3・8％増と41年ぶりの水準に達した。生活水準を保ったとしても人材のつなぎ留めるままならず、業績が振るわなくても待遇を改善せざるを得ない。

例えば23年12月期に設備投資の増加などで増収減益を見込むクラレは、7・84％と平均を大きく上回る賃上げ率だった。ベア相当額も2万37円で前年の約6倍に引き上げた。常人も4・25％と高水準で、ベア相当額は8200円と前年比3倍超だ。23年3月期連結最終損益は176億円の赤字だった。

従業員300人未満の中小企業の賃上げ率は3・57％と全体平均は下回る。

人手不足と物価高が賃金を押し上げてきた
賃上げ率
消費者物価指数（前年比、生鮮食品除く）
有効求人倍率
（出所）労働政策研究・研修機構、総務省、日本経済新聞社

結局、昭和 20 年に、広島、長崎に原爆が米軍により投下されるに及んで、日本は天皇の玉音放送により、ポツダム宣言を受諾して敗戦となり、米軍を中心とした占領軍による統治下に入った。その後、学制は 6（小学）3（中学）3（高校）4（大学）となった。

昭和 22 年には新しい日本国憲法が公布、施行された。

昭和 24 年には隣国支那から中華人民共和国が建国、毛沢東が国家主席となったが、翌年に北朝鮮を支援して、朝鮮戦争が勃発した。

日本は、昭和26年にサンフランシスコ講和条約と日米安全保障条約により、米国の支援を受ける独立国として復活した。

昭和24年、学制改革後の新制高校を卒業した私は、その年の秋、上京し、パン屋に就職、翌年の25年東京・千代田区神田にあった中央大学に入学した。朝鮮戦争が勃発した年である。食糧事情も悪く、喰うものがどこにもない、ひもじい日本であった。

入学の動機の一つに、高校時代、教師のすすめにより、性格改造のため、盛んに地方で開催されている弁論大会に出場、中日弁論研究会で知り合った、やがて総理大臣にもなった海部俊樹氏（中大⇒早稲田）を追ったことがある。中大2年次の時、中大では弁論部のことを辞達学会と称しているが、それに入部した。（比較的にその部内では好位置にいた。）

昭和29年3月中央大学法学部を卒業、アルバイトが契機で採用されていた旧労働省にお世話になったが、9人姉兄弟の長男、県外勤務は両親の要請もあって、愛知県内で勤務、その間、労働基準監督官に任官し、58歳で退官、その後社会保険労務士となって遠く山形、東京、大阪、大分等、県外にも顧問先を得て活動し、充実した日常を送り、現在も貴協会、名北、江南協会の機関誌に執筆の機会を得て、充実した日常を送っている。

然し地球には人の住むところ、人の狭量が常時「いさかいの場」となって、割れて戦いがたえることがない。最後はどうなるのであろうか。今、ロシアが隣国ウクライナを攻めている。

今回の賃金大幅値上げのきざしを多とするが、戦が絶えたことがない地球人の狭量をなげく。

稲盛和夫氏亡くなる。京セラを一代で築き上げた。日本有数の好業績会社である。

経営者は嫌われる人が多いが、稲盛和夫氏は別人の人のようである。

マスコミなどその業績と人柄からその人を惜しむ声が大きい。

私を顧問先に選んで下さった旧南部鉄工協同組合の役員の方が、今から公務員を卒業した25年以上遡ることになるのであろうか、月に数回バン車に納品金物を積んで、鹿児島へ通っているという話を聞いた。名古屋から夜行で主に通う先は「京セラ」だった。日航のみならず、故稲盛氏のその経営哲学とポリシーに惹かれる人が、亡くなるまで絶えなかった。

立派な方であったので、その死を惜しむ方が多い。いつまでも愛される人は、少し早く逝く。もう少しこの世にとどまって下さるのを願う人が多いのに。何故急ぐ！

賃上げは時の要請。応えて、労働者不足に対応したい。

日本人の日本、ガンバレ！

社会保険労務士が答える
企業の労務管理

性的少数者が安心して働ける職場を目指す

佐野孝輔

一般にＬＧＢＴＱと呼ばれる性的少数者の割合は全人口の約１割を占めるということをご存じでしょうか。すなわち従業員数５０人の企業であれば５人の性的少数者が存在しうるということです。

しかし、厚生労働省の調査（２０２０年）によれば、性的少数者のために特別な配慮をしていると申告した企業は全体の３割に過ぎません。その理由の多くが「わが社には性的少数者はいないから」というものです。性的少数者は自身のことを周囲に明かしにくいこともあり、企業が実態を把握できていないことが原因だといえるでしょう。隠れたニーズに応え、インクルーシブな（包摂的な）企業へと成長するためにも性的少数者へどんな配慮ができるのか、考えてみるのはいかがでしょうか。

起こりやすいハラスメントの事例として、特にアウティング（本人の了承なしに性自認や性的指向を他人に暴露されること）は、本人に重大な精神的苦痛をもたらすこともあり、要注意です。

また、恋人の有無や結婚についての過度な言及、性的な冗談も人によってはストレスの原因となり得ます。性的少数者への配慮を行うことは第一に彼らの人権を保障するためですが、必要な対応を怠った際には訴訟リスクも存在します。

具体的には、労働契約法第５条の安全配慮義務や職場環境配慮義務に違反したとして、労働者が会社に対して損害賠償請求訴訟を提起することがあり得ます。また労働者（被用者）間に起こった問題行為についても、民法第７１５条に定められた使用者責任によって会社が責任を負わされる可能性もあります。

労働者が安心して働ける環境を整え、また、企業価値を高め、性自認や性的指向に関わらず、優秀で適性のある多様な人材を受け入れ、長く働いてもらうために出来ることを以下に紹介します。

【対処例】

- **就業規則に性的少数者への差別禁止を明記する**
- **採用の際に、性別や性自認よりも個性や能力を重視する**
- **性別にかかわらず使用できるトイレ、個室型更衣室を設置する**
- **同性カップルも異性カップルと同じように扱い、各種手当において差別しない**
- **社内研修を実施し、性的少数者について使用者、労働者共に正しい知識を身に着ける**

職場においては、日ごろの経営者らトップの発言や発信が、寛容で生き生きとした社風を育み、勤労意欲の上昇にも直結します。就業規則など体系的な見直しの重要性は言うまでもなく、職場環境の改善は身近なところからも可能だということをお伝えしておきます。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（ＬＧＢＴ理解増進法）が令和５年６月の公布・施行され、今後より一層の取り組みが求められます。また、各都道府県労働局、労働基準監督署の総合労働相談センターにおいて性自認や性的指向に関する労働問題の相談も受け入れていますし、愛知県下各労働基準協会の無料労働相談「企業の労働１１０番」（☎０５２―９６１―７１１０）も是非ご活用ください。

（佐野孝輔社会保険労務士事務所所長・ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員・社会保険労務士）

会員だより

刈谷支部

《会社概要》

企 業 名：栄熱処理工業株式会社
代 表 者：代表取締役社長　黒田　栄一
設　　立：1960 年 6 月 8 日
資 本 金：1000 万円
所 在 地：愛知県刈谷市丸田町 2-28
　　TEL　0566-21-5161
従業員数：36 名（うち男性 23 名、女性 13 名）※ 2023 年 7 月 1 日現在
業　　種：自動車・フォークリフト・工作機械部品等の金属熱処理加工
企業ＨＰ：https://sakae-netsu.jp/

～工作機械部品等の少量品から自動車部品等の量産品までお任せください～

《事業紹介》

当社は、鋼の持っている能力を最大限に引き出し、あらゆる産業分野に貢献する熱処理専業メーカーです。
リフトや工作機械などの少量部品 1 個から自動車部品の大量生産品まで処理することが可能です。
半世紀以上に亘り蓄積してきた豊富なノウハウを活用することにより【短納期・高品質】を実現し、お客様からご満足して頂けるサービスを提供します。

《加工技術》

・焼入焼戻し
・浸炭焼入焼戻し
・浸炭窒化焼入焼戻し
・微浸炭焼入焼戻し

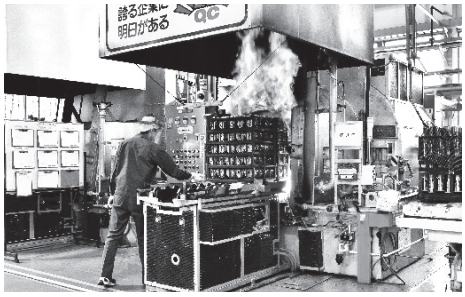

（浸炭焼入炉）

《主要設備》

・バッチ式ガス浸炭焼入炉［セミホット油］	2 台
・バッチ式ガス浸炭焼入炉［コールド油］	7 台
・電熱式焼戻炉	5 台
・小型電熱式焼戻炉	1 台
・吸熱型 RX ガス変成炉	2 台
・真空洗浄機	3 台
・ショットブラスト	2 台
・ホーニング	1 台

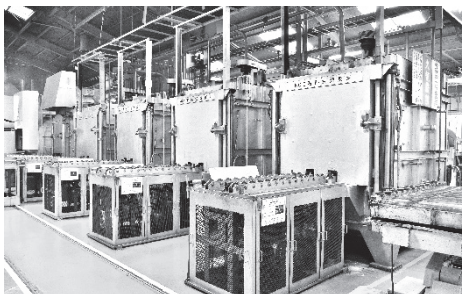

（電熱式焼戻炉）

《スリーファイブ活動》

『5S』『5 心』『5H』を基にした 30 個の行動指針を当社ではスリーファイブとしています。
熱処理は金属加工にとって重要工程。
だからこそ、確実なプロセス管理ができる人材が必要です。
当社では人材育成の一環として『スリーファイブ活動』を展開しています。

お知らせ

労働災害防止講習会のご案内

1．日　時　　2023年10月17日（火）13：30～15：10

2．会　場　　あいち産業科学技術総合センター　技術開発交流センター　交流ホール
（刈谷市恩田町1-157-1　電話：0566-45-5981）

3．次　第

1）挨　　拶　　（一社）刈谷労働基準協会　　安全部会長　髙橋　雅一
刈谷労働基準監督署　　署　長　　橋本　圭一

2）説　　明　　「労働安全衛生規則の改正について」
・陸上貨物運送業における荷役作業
・化学物質関連
刈谷労働基準監督署　藤枝地方産業安全専門官

3）事例発表　　「リスクアセスメントを活用した災害防止」
刈谷労働基準協会　　会員企業

4．会　費　　無料

※参加をご希望される方は、9月29日（金）までに下記にて申し込みください。

1．右のQRコードを読み取り申し込み
2．協会ホームページから申し込み
3．メールにて申し込み
メールアドレス：info@kariya-rouki.or.jp

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等		開催月日 学科（日）	開催月日 実技（日）	学科会場	実技会場	受講料
技能講習	ガス溶接	10月4日	10月7日	豊和工業（株）	トヨタ教育センター	13,780円
	乾燥設備作業主任者	10月10日	10月11日	ポーラビル		13,450円
	はい作業	10月11日	10月12日	岡崎勤労支援センター		12,895円
		10月17日	10月18日	ポーラビル		
	鉛	10月10日	10月11日	ポーラビル		13,170円
その他	局排検査者	10月24・25日	10月26 or 27日	ポーラビル		63,000円
	エックス線	10月17・18・19・20日		ポーラビル		33,500円
	潜水士	10月30・31日		ポーラビル		20,000円
	マスクフィットテスト	10月13日		名古屋市公会堂		26,080円

中災防主催講習会

（刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます）

講習名	日程	会場	会費 会員	会費 非会員
危険予知訓練（KYT）1日研修会	11月17日	あいち産業科学技術総合センター	16,830円	18,700円

刈谷労働基準協会主催講習会

講習名		日程	会場	会費 会員	会費 非会員
技能講習	31Hフォークリフト	(学) 10月6日 (実) 10月7・8・14日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機　高浜工場	32,450円	
		(学) 11月1日 (実) 11月4・5・11日			
	プレス機械作業主任者	11月6・7日	あいち産業科学技術総合センター	13,090円	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	10月3・4日	刈谷商工会議所	12,980円	
		10月16・17日 満席	あいち産業科学技術総合センター		
		11月13・14日 満席			
	有機溶剤作業主任者	10月10・11日 満席	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	
		11月8・9日 満席			
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	10月11・12・13日 満席	あいち産業科学技術総合センター	17,710円	
		11月13・14・15日			
	石綿作業主任者	10月30・31日	あいち産業科学技術総合センター	13,321円	
		11月28・29日			
特別教育	自由研削といし	10月18日	あいち産業科学技術総合センター	10,450円	13,750円
	機械研削といし	(学) 10月12日 (実) 10月16日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750円	17,050円
		(学) 11月9日 (実) 11月10日 満席			
	粉じん	11月20日	あいち産業科学技術総合センター	8,360円	11,660円
	低圧電気（実技7H含む）	(学) 10月24日 (実) 10月25日 満席	刈谷商工会議所	17,050円	20,350円
		(学) 11月21日 (実) 11月22日 満席			
	フルハーネス型墜落制止用器具	10月3日	あいち産業科学技術総合センター	9,570円	12,870円
		11月27日			
その他	一般建築物石綿含有建材調査者講習	10月23・24日	あいち産業科学技術総合センター	44,000円	49,181円
	安全管理者選任時	10月5・6日	あいち産業科学技術総合センター	18,150円	21,450円
	安全衛生推進者	10月26・27日	あいち産業科学技術総合センター	16,830円	
	化学物質管理者【製造事業場向け】	11月16・17日	あいち産業科学技術総合センター	23,980円	27,280円
	化学物質管理者【使用事業場向け】	10月27日 満席	あいち産業科学技術総合センター	15,180円	18,480円
		11月10日			
	職長教育（製造業）	10月19・20日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	16,280円
		11月29・30日			
	職長・安全衛生責任者教育（建設業）	11月29・30日	あいち産業科学技術総合センター	18,150円	21,450円
	騒音作業管理者	10月23日	あいち産業科学技術総合センター	7,040円	10,340円
	衛生管理者試験勉強会	11月1・2日	あいち産業科学技術総合センター	18,810円	22,110円

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。
https://www.kariya-rouki.or.jp

第82回
全国産業安全衛生大会
参加申込 6月上旬より 受付開始（予定）
名古屋の地で掲げよう 安全・健康の旗印
in 名古屋
開催期間 令和5年 9月27日(水)→29日(金)
オンライン限定プログラム視聴期間：令和5年9月27日(水)～10月13日(金)
（※現地開催プログラムとは異なる内容です。現地開催プログラムの配信は行いません。）
会場 総合集会：ポートメッセなごや（愛知県名古屋市）
分科会：ポートメッセなごや
参加費 一般 1名 16,500円（税込）
中災防賛助会員 1名 8,250円（税込）
同時開催 参加無料 緑十字展2023 ポートメッセなごや
総合集会 特別講演
『スポーツで未来を創る ～ライフパフォーマンスの向上のためにスポーツが果たす役割～』
スポーツ庁長官 室伏 広治 氏
インターネットでのお申し込みは特設ウェブサイト（5月上旬オープン予定）からを予定しています。
詳しくは中災防ホームページ（https://www.jisha.or.jp/taikai/）をご覧ください。
【主催】中央労働災害防止協会
【協力】公益社団法人 愛知労働基準協会・愛知県下地区労働基準協会
【協賛】建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
【後援】厚生労働省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO駐日事務所、愛知県、名古屋市、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、一般社団法人中部経済連合会、愛知県経営者協会、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、愛知県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合愛知県連合会、公益社団法人愛知県医師会、愛知県社会保険労務士会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安用品協会（順不同／予定、申請中含む）
全ての働く人々に安全・健康を ～Safe Work，Safe Life～
JISHA 中災防 Japan Industrial Safety & Health Association
中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
TEL：03-3452-6402 https://www.jisha.or.jp/

国内最大の安全衛生イベント 8年ぶりの名古屋開催
総合集会
安全衛生に功績のあった方々の表彰、厚生労働省の講演、特別講演を行います。
9月27日(水)
会場 ポートメッセなごや
13:15～17:00（開場11:30予定）
【アクセス】あおなみ線「金城ふ頭駅」より徒歩5分【所在地】愛知県名古屋市港区金城ふ頭2丁目2
特別講演 「スポーツで未来を創る ～ライフパフォーマンスの向上のためにスポーツが果たす役割～」
東京オリ・パラ競技大会は「楽しさ」や「喜び」などスポーツの持つ様々な価値を改めて確認できた大会となった。今後このスポーツ・レガシーをいかに継承・発展させていくかについて、ライフパフォーマンスの向上のためにスポーツが果たす役割を中心にお話しいただく。
スポーツ庁長官 室伏 広治 氏
【プロフィール】2004年アテネオリンピック陸上競技ハンマー投げ金メダリスト。夏季大会4回出場。東京医科歯科大学教授、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会スポーツディレクターなどを歴任し、2020年10月より現職。
分科会
全国の事業場からの研究発表をはじめ、最新の安全衛生の課題に対応した講演、パネルディスカッション等、多彩なプログラムを予定しています。
9月28日(木)、29日(金) 会場 ポートメッセなごや
講演 〈マネジメントシステム・リスクアセスメント分科会〉
9月28日(木) 13:00～14:00
『愛知労働局が提唱する「安全経営あいち®」』
愛知労働局 労働基準部 安全課長 濱田 勉 氏
講演 〈化学物質管理活動分科会〉
9月29日(金) 14:20～15:50
『化学物質の自律的な管理、何から始める?』
（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター 城内 博 氏
労働劇
9月29日(金) 13:00～14:10
『パワハラ防止劇 大事な社員を会社嫌いにさせないために』
制作・出演 愛知県下各労働基準協会 役員企業担当者・役職員
分科会名 | 日程
マネジメントシステム・リスクアセスメント分科会 9/28、29
安全管理活動分科会（第1会場） 9/28、29
安全管理活動分科会（第2会場） 9/28、29
安全管理活動分科会（第3会場） 9/29
機械・設備等の安全分科会 9/28
DX等分科会 9/29
労働劇 9/29
安全衛生教育分科会 9/28、29
ゼロ災運動分科会 9/28
労働衛生管理活動分科会 9/28
化学物質管理活動分科会 9/29
メンタルヘルス・健康づくり分科会 9/28、29
会期中の感染症対策について（予定）
マスクは必ず着用の上、ご来場ください。
会場の入り口等で検温を実施します。
換気を徹底の上、会場内通路幅を十分に確保します。ソーシャルディスタンスにご協力ください。
消毒液を会場各所に設置し、トイレ等、共有施設の巡回、清掃、消毒を徹底します。
参加費 一般 1名 16,500円（税込）／中災防賛助会員 1名 8,250円（税込）
※上記参加費にて3日間の現地会場へのご入場に加えて、オンライン限定プログラム（現地開催プログラムとは異なる内容）をご視聴いただけます。
お問合せ先 中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課 TEL：03-3452-6402

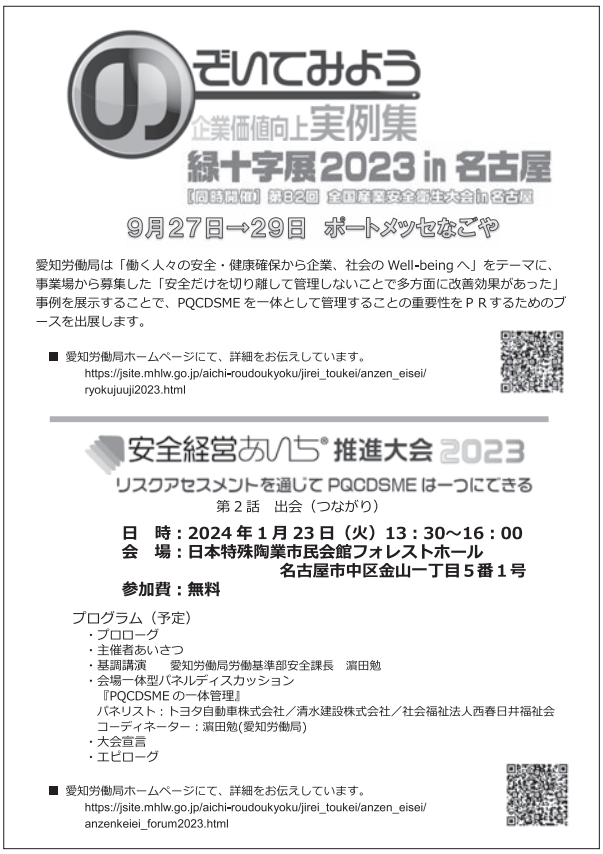
のぞいてみよう 企業価値向上実例集
緑十字展2023 in 名古屋
【同時開催】第82回 全国産業安全衛生大会 in 名古屋
9月27日→29日 ポートメッセなごや
愛知労働局は「働く人々の安全・健康確保から企業、社会の Well-being へ」をテーマに、事業場から募集した「安全だけを切り離して管理しないことで多方面に改善効果があった」事例を展示することで、PQCDSME を一体として管理することの重要性をＰＲするためのブースを出展します。
■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/ryokujuuji2023.html
安全経営あいち® 推進大会 2023
リスクアセスメントを通じて PQCDSME は一つにできる
第２話　出会（つながり）
日　時：2024 年 1 月 23 日（火）13：30～16：00
会　場：日本特殊陶業市民会館フォレストホール
名古屋市中区金山一丁目５番１号
参加費：無料
プログラム（予定）
・プロローグ
・主催者あいさつ
・基調講演　愛知労働局労働基準部安全課長　濱田勉
・会場一体型パネルディスカッション
『PQCDSME の一体管理』
パネリスト：トヨタ自動車株式会社／清水建設株式会社／社会福祉法人西春日井福祉会
コーディネーター：濱田勉(愛知労働局)
・大会宣言
・エピローグ
■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/anzenkeiei_forum2023.html

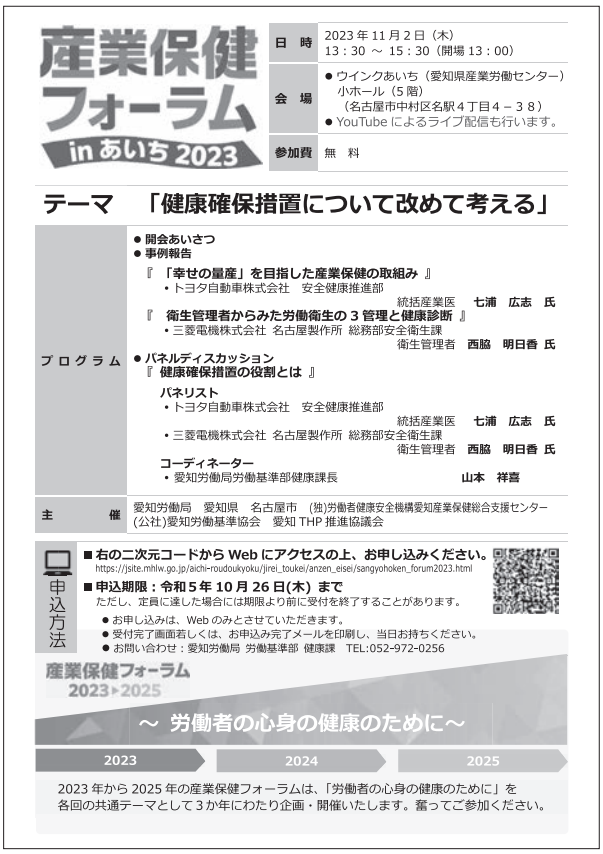
産業保健フォーラム in あいち 2023
日時 2023 年 11 月 2 日（木）13：30 ～ 15：30（開場 13：00）
会場 ● ウインクあいち（愛知県産業労働センター）小ホール（5 階）（名古屋市中村区名駅４丁目４－３８）
● YouTube によるライブ配信も行います。
参加費 無　料
テーマ　「健康確保措置について改めて考える」
プログラム
● 開会あいさつ
● 事例報告
『「幸せの量産」を目指した産業保健の取組み』
・トヨタ自動車株式会社　安全健康推進部　統括産業医　七浦　広志　氏
『衛生管理者からみた労働衛生の３管理と健康診断』
・三菱電機株式会社 名古屋製作所 総務部安全衛生課　衛生管理者　西脇　明日香　氏
● パネルディスカッション
『健康確保措置の役割とは』
パネリスト
・トヨタ自動車株式会社　安全健康推進部　統括産業医　七浦　広志　氏
・三菱電機株式会社 名古屋製作所 総務部安全衛生課　衛生管理者　西脇　明日香　氏
コーディネーター
・愛知労働局労働基準部健康課長　山本　祥喜
主催 愛知労働局　愛知県　名古屋市　(独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター　(公社)愛知労働基準協会　愛知 THP 推進協議会
申込方法
■ 右の二次元コードから Web にアクセスの上、お申し込みください。
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/sangyohoken_forum2023.html
■ 申込期限：令和５年 10 月 26 日(木) まで
ただし、定員に達した場合には期限より前に受付を終了することがあります。
● お申し込みは、Web のみとさせていただきます。
● 受付完了画面若しくは、お申込み完了メールを印刷し、当日お持ちください。
● お問い合わせ：愛知労働局 労働基準部 健康課　TEL:052-972-0256
産業保健フォーラム 2023▸2025
～ 労働者の心身の健康のために～
2023　2024　2025
2023 年から 2025 年の産業保健フォーラムは、「労働者の心身の健康のために」を各回の共通テーマとして３か年にわたり企画・開催いたします。奮ってご参加ください。

安全緑十字

□年
□月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無災害 緑
不休災害 黄
休業災害 赤

労働安全衛生保護具
環境測定機器販売

シマツ株式会社 TEL 0566 24-1050

労働衛生コンサルタント

産　業　医　学　研　究　所

労働衛生コンサルタント　**神取　祥和**

〒444―0052 愛知県岡崎市康生町 631 番地　ロイヤルシティ岡崎公園 1202 号室
TEL（0564）21―0050　　FAX（0564）21―0025
E-mail：hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp

MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エイジェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611　FAX 052-241-7470

EB推進グループ　東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水　寛樹

Trend®
Trend Co.,Ltd.
www.trendco.biz

お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
外国人労働者・技術者派遣事業
特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド

〒448-0807　愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
Tel: 0566-22-1177　Fax: 0566-70-8011

MESH HARNESS　メッシュハーネスは特許取得商品です

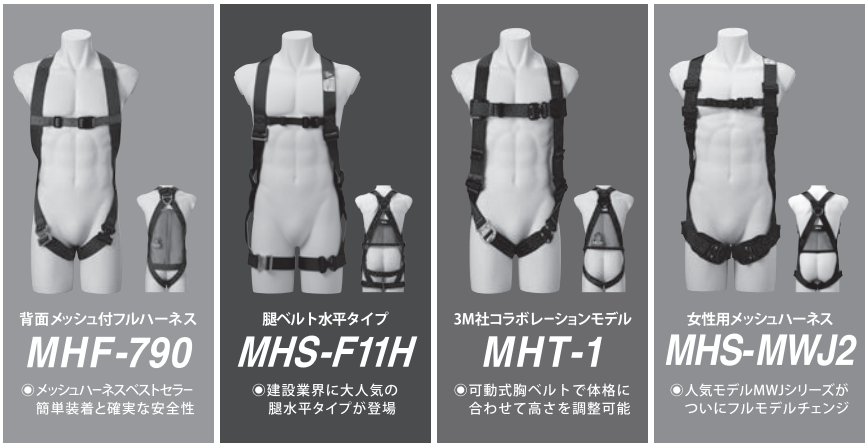

ミドリ安全株式会社
刈谷支店／愛知県知立市牛田 1-59　〒472-0003
電　話／0566-82-1161 FAX／0566-82-1163
安全衛生保護具サイト www.midori-sh.jp
安全衛生用品通販サイト midori-anzen.com

明るい職場はまず健康診断から

◎労働安全衛生法による　健康診断（巡回）
　☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
◎成人病健康診断（巡回）
　☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
　・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
◎作業環境測定
　☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
◎人間ドック
　☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）
一般財団法人 全日本労働福祉協会 東海支部
〒457-0832　名古屋市南区浜中町１－５－１　☎ 052-602-4747
FAX　052-602-6821

《定 期 刊 行 誌》

労基法運用の実務広報誌
労働基準広報
B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

管理・監督者のための実践情報誌
先見労務管理
B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

労働安全衛生の専門情報誌
労働安全衛生広報
B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

雇用管理者必携
建設労務安全
B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)

●単行本

年度版 安衛法便覧
労働調査会出版局 編
最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。
B6判/3分冊/約6,800頁/16,500円(税込)

購読会員への特典
● 定期付録の発行
● 労務相談室の無料利用
● 労務関係資料の無料提供
● 社内研修等への講師の派遣

定期刊行誌　見本誌(無料)
送付ご希望の方は、
ご連絡お願いいたします。
(株)労働調査会 中部支社
〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエフビル2F
TEL 052(211)2073

かりや　九月号
二〇二三年九月発行
通巻五九三号

発行所　一般社団法人 刈谷労働基準協会　〒四四八―〇八五三 刈谷市高松町一―二九 ハートヒルズ刈谷ビル五階
編集人　渡辺秀博（電話〇五六六―二一―六三七）
印刷所　㈱クイックス　刈谷市幸町二―二
定価一五〇円